② 北海道開発局における業種区分「建築関係コンサルタント」に係る平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

③ 北海道開発局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

④ 平成26年10月１日付け公示４（測量等）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵ 業務形態

① 構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

⑶ 代表者要件　構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

4　一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

3⑴②の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、3⑴②の決定を受けていない構成員が3⑴②の決定を受けることが必要である。また、この場合において、3⑴②の決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに3⑴②の決定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。

5　資格審査結果の通知

資格審査の結果は、北海道開発局長から資格決定通知書により通知する。

6　競争参加資格の有効期間

５の設計共同体としての資格の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

⑴ 発注業務の契約の相手となった者　競争参加資格が決定されたときから当該業務の完了払を受けたときまで

⑵ 発注業務の契約の相手とならなかった者　競争参加資格が決定されたときから当該業務の契約が締結された日まで

7　資格審査申請書類

⑴ 提出書類及び提出部数

① 競争参加資格審査申請書（設計共同体）１部

② 設計共同体協定書（副本）１部

⑵ 申請書類の作成に用いる言語　申請書類は、日本語で作成すること。

⑶ 申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得ること。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#2

8　その他

⑴ 設計共同体の名称は、「国立のアイヌ文化博物館（仮称）設計業務△△・××設計共同体」とする。

⑵ 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成27年11月27日付け支出負担行為担当官　北海道開発局開発監理部長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

岩国飛行場（H27）愛宕山地区法面整備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 27 年 11 月 27 日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長　菅原　隆拓

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

1　工事名　岩国飛行場（H27）愛宕山地区法面整備工事

2　工事場所　山口県岩国市（岩国市愛宕山地区）

3　工事概要

・法面工事（法面工総面積：約13,000㎡）法面整形工　約13,000㎡、植生基材吹付工　約7,000㎡、吹付法枠工　約13,000m、ラス張工　約13,000㎡

・仮設工事　一式

4　工期　平成29年７月31日まで。

5　競争参加資格審査申請書の交付

⑴ 交付期間　平成27年11月27日から平成28年２月９日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵ 交付場所　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233（内線554）

⑶ その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

⑴ 提出期間　平成27年11月27日から同年12月17日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午まで。

⑵ 提出場所　上記５⑵に同じ。

⑶ 提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成27・28年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成27年11月27日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

⑷ その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成27年12月17日正午以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴ 特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

ア 防衛省の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）において土木一式工事で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 防衛省競争参加資格において土木一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は1,200点、代表者以外の構成員は990点以上であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施第5989号。27. 4. 1）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵ 構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 代表者は、平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、1,000㎡以上の法面整備工事（法枠工、吹付工、植生工、コンクリート張工等）を施工した実績（１契約当たり）を有すること（共同企業体の構成員として